



校則について

日本が批准している国連「子どもの権利条約」は、子供を「権利の主体」と位置づけ、意見を表明する権利を認めています。学校便り NO.63 で紹介した学校保健委員会等は、まさに子供の意見を表明する場として、設定したものです。「子どもの権利条約」には、大きく4つに分けられます。

- 生きる権利: 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- 育つ権利: 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- 守られる権利: 紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- 参加する権利: 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

実は、この「子どもの権利条約」から照らして、校則を設定しています。校則は、「児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの。(文部科学省)」としています。校則の在り方は、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目的の実現という観点から学校長が定めるものとされています。本校の校則には、特に厳しい縛りはありません。ルールがあるから守らせようと大人は躍起になり、そんな学校は子どもが楽しいはずがないのです。だから、本校では、あれはダメ、これはダメという校則より、子供たちの安心・安全面を重視したものを「きまり」として表しています。さらに、子供たちの話し合いによって様々なことが学級・学校文化を創るために合意形成され、「わくわくする」学校の実現を目指しています。



このようなことを踏まえて、「タトゥー、装飾品、ド派手な服装など、校則に禁止と書いてないから OK か?」と聞かれたら、それは「NO」なのです。文化的・宗教的にそういう習慣があるならば認めますが、そういうことが個性や表現の自由とはなりません。そこは是非、社会通念上合理的かというフィルターを通して考えていただきたいのです。

子供たちの成長を支えるために一番大切なのは、学校がいかに家庭との協力関係を結べるかです。いじめ問題などは、学校と家庭が対立構造に陥るケースも増えています。本来はそうじゃなくて、家庭・学校・地域社会が、互いにやれること・やれないことを補い合いながら子どもの成長を支えていくのが理想だと思います。これからも子供たちがよりよく成長・発達していくためにご理解・ご協力をお願いします。